



Information!

しつとく日和

暮らしの知って得する情報を紹介します
気になる情報を見つけたらアクションをおこしましょう。

- 🕒 日時
- 📍 場所
- 💰 料金
- 📄 申し込み
- 🗨️ 問い合わせ

12月の納税等

納期限 12月25日(金)

固定資産税(3期)

国民健康保険税(6期)

後期高齢者医療保険料(6期)

介護保険料(5期)

※納期限を過ぎると延滞金が加算されます。早めの納税をお願いします。
※納税は、簡単に便利な口座振替を。
※口座振替で納付の方は預金残高の確認を。

子育て・教育

ひとり親世帯臨時特別給付金の申請はお済みですか？

今年度に限り、新型コロナウイルスの影響により子育てに対する負担の増加や収入の減少など困難を抱えているひとり親世帯等に、臨時特別給付金を支給します。

次に該当する方は、申請が必要ですので、お早めに申請をお願いします。

- ①令和2年6月分の児童扶養手当が支給されている方で、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した方(追加給付)
- ②公的年金給付等を受けている方で、令和2年6月分の児童扶養手当が支給されていない方(基本給付および追加給付)
- ③新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっていない方(基本給付)

申請期限 令和3年2月26日(金)

申請窓口 子ども福祉課・各支所福祉課

※申請書等は、笠間市ホームページからダウンロードできます。

問 子ども福祉課(内線165)



文化・スポーツ

外国人書初め会

笠間市国際交流協会からのお知らせ
日本語を学習中の外国人を対象に、日本の伝統文化の書道の体験会を行います。書道具一式は貸し出します。また、外国の書道、アラビア文字の書道デモンストレーションも行われます。どう

ぞご参加ください。参加費無料。受付人数20名。

🕒 1月9日(土)午前10時～正午

*コロナ感染症の状況により、変更または中止になる場合もあります。

1月の日本語教室…1月9日、16日、23日

外国人相談も受け付けています。

12月15日～25日のルール市交流展示会は、ドイツ国内のコロナウイルス感染状況が悪化したため中止になりました。

問 笠間市国際交流協会 木村
(090-2761-8711)

くらしの相談

地域児童相談《完全予約制》

笠間支所 小会議室・相談室

🕒 1月15日(金)午後1時～3時

問 社会福祉課(内線155)

行政書士無料相談会

友部公民館

🕒 1月20日(水)午後1時～4時

問 秘書課(内線225)

特設無料人権相談

地域福祉センターともべ

🕒 1月20日(水)午前10時～午後3時

問 水戸地方法律局(029-227-9919)

行政相談

友部公民館

🕒 1月27日(水)午後2時～4時

問 秘書課(内線225)

外壁・屋根…うちもそろそろかな…?

色々なところから営業が…どこに頼めばいいの…?

そんなあなたも
お気軽にご相談下さい!
外装点検・お見積り無料



一級塗装技能士による住まいの塗り替え
(有)中嶋塗装工業

茨城県知事許可 第31532号 本社 石岡市半ノ木14159-5

中嶋塗装 検索 TEL 0299-57-1641

国産品なら
畳工房

ニタイラ



他社と比べて下さい
見積もり無料

コロナ禍を今年も無事に終えられそうなのは、皆様のおかげだと本当に感謝しております。残りわずかとなりましたが、良いお年を…。

- 畳表替え…3,900円～
 - 襖張替え…2,800円～
 - 障子張替え(大)…1,780円(税別)
 - アミ戸張替え(大)…2,100円(別)
- ◎オーダーカーテンもやってます
その他リフォームもご相談下さい。

襖張り替え 12月末まで **10%OFF**

笠間市小原1216 TEL0296-77-7845

生活環境

イベント
天狗の郷バザール de いわま
第2日曜日

📍 地域交流センターいわま「あたご」
🕒 1月10日(日)午前9時～午後3時
📞 根本(090・3009・7883)

イベント
友部駅前フリーマーケット
第4日曜日

📍 1月24日(日)午前9時～午後1時
📍 地域交流センターとも「トモア」まちの広場
📞 佐藤(090・3245・0880)

イベント
新春初窯市

例年お正月に開催される『彩初窯市』を、今年一度限りではありませんが、笠間芸術の森公園でより大きなスケールで陶器市を開催します。個性豊かな作家たちによる笠間焼の展示販売に、ぜひお越しください。

📍 笠間芸術の森公園イベント広場笠間市笠間2345
🕒 1月8日(金)～11日(月・祝)
🕒 午前10時～午後4時(11日は午後3時まで)
📞 笠間焼協同組合 (0296・73・0058)



下水道につないで、快適な生活環境を

下水道がつかえるようになったら

くみ取りトイレの場合は3年以内に、浄化槽(合併・単独)の場合は遅滞なく、下水道に接続することが義務付けられています。接続がお済みでない場合は、速やかに接続工事をお願いします。

接続補助制度があります

下水道へ早期に接続する方に対し、補助金が出る場合があります。詳しくはお問い合わせください。

下水道への接続工事をするには

市に登録している「排水設備指定工事店」にお申し込みください。

排水設備指定工事店一覧



🗨️ 下水道課 公共下水道について(内線71131)
農業集落排水について(内線71111)

かぼか KapoCa のポイント交換が終了します!

事業の終了に伴い、KapoCaポイントの還元商品との交換は令和2年12月28日(月)までとなります。それ以降は交換ができませんので、期限までに必ず交換をお願いします。また、周りにまだ交換されていない方は、交換の呼びかけをお願いします。混雑が予想されますので、早めに交換をお願いします。



📍 市民活動課、笠間支所 地域課、岩間支所 地域課
🗨️ 市民活動課 (内線133)

道路の適正管理について

道路沿線の民有地から、樹木の枝や生垣などが道路上に張り出し、通行の支障となっている箇所があります。民有地の樹木等の管理は、その土地の所有者となり、適正に維持管理する責任があります。(民法717条)

- 実際の事例・・・道路上に張り出した松の木に、レッカー車が衝突した事故が発生。松の木の所有者の過失が三分の二と認定され損害賠償責任を負った。【S55.12.16 広島地裁判決】
- 実際の事例・・・自転車で道路上に張り出した生垣の枝を避けようとして転倒し、自動車にひかれた事故が発生。生垣の所有者は損害賠償責任を負った。(過失割合75%)【H19.5.9 大阪地裁判決】

🗨️ 管理課 (内線580)

お出かけに公共交通機関をご利用ください

市内を運行するデマンドタクシー、鉄道、路線バスおよびタクシー等の公共交通機関では、車内換気や席の消毒等の感染症対策を実施し、利用者に安心してご乗車いただける環境を整えています。お出かけの際の積極的なご利用をお願いします。

デマンドタクシーとは・・・利用者が希望する時間帯に、希望する場所から目的地まで、要望(デマンド)に応じて利用できる乗り合いの交通サービスです。利用方法、運行内容等の詳細については、ホームページをご覧ください。

🗨️ 企画政策課 (内線556)



肩こり・腰痛・膝痛・猫背など
筋肉疾患の改善は無痛筋肉調整で

無改善—無料

☎️ 0296-77-1781 📞 090-5411-6875

無痛筋肉調整と筋トレジム 愛郷塾
笠間市矢野下1379-3

草刈り 剪定 伐採

植木屋 三井

受付時間 9:00～18:00 月曜日～土曜日【日曜日 定休】

☎️ 080-1981-7000

株式会社 三井セキュリティ 笠間市鯉淵6267-86

住宅防火のてびき

こんなところが危ない!

家庭では、いろんな場所に危険が潜んでいます。空気が乾燥する季節、ひとりひとりの心がけて、めざせ火災ゼロ!!

ストーブ

洗濯物や紙など燃えやすいもの、スプレー缶などはストーブのそばに置かないようにしましょう。



コンセント

日ごろからよく掃除をしておきましょう。タコ足配線や古いコンセントは熱をもつことがあるので危険です。



たばこ

寝たばこや、たばこの火の不始末に注意しましょう。

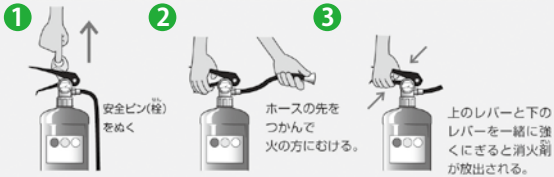


ライター・マッチ

子どもの手の届かないところにしまっておきましょう。



消火器の使い方



「わたしの防災サバイバル手帳」消防庁を加工して作成

問 消防本部 予防課・笠間市防火管理協会・笠間市危険物安全協会 TEL: 0296-72-0874

笠間都市計画区域マスタープランに関する公聴会

都市の将来像を示す「都市計画区域マスタープラン」の作成にあたり、住民の皆さんからご意見をいただくため、下記のとおり公聴会を開催します。

公聴会では、原案に対して、公述人として意見を述べることができます。申出者が多数の場合は、意見内容を考慮のうえ代表者を選定させていただきます。なお、公述申出者がいない場合は、公聴会は開催されません。

※新型コロナウイルスの感染状況によっては、開催方法や日程を変更する場合があります
※最新の情報は、県ホームページをご覧ください

日時：令和3年1月21日(木) 午後1時30分～

場所：茨城県庁9階 共用会議室901 (水戸市笠原町978-6)

公述申出

- (1)方法 意見を述べることを希望する方は、期間内に公述申出書を提出してください。
※公述申出書の様式は、閲覧場所及び茨城県都市計画課ホームページ内にあります。
- (2)提出先 茨城県知事 大井川 和彦(茨城県土木部都市局都市計画課扱い)あて
【〒310-8555 水戸市笠原町978-6】
- (3)期間 令和3年1月4日(月)～1月14日(木) ※閉庁日を除く

原案の閲覧場所および問い合わせ先 ※公述申出期間中のみ閲覧できます。

問 茨城県土木部都市局都市計画課 TEL:029-301-4592 問 都市計画課(内線586)

この枠に広告を掲載してみませんか?

市民に的を絞った効果的な周知が期待できます 詳細はこちら▶



掲載料金 27,000部発行 広報かさま

小サイズ(45mm×85mm) 10,470円/月
大サイズ(45mm×170mm) 20,950円/月

※消費税10%の場合の料金です。

【問合せ】笠間市役所 秘書課 Tel 0296-77-1101

想いを形に...

印刷・編集・デザイン
有限会社 テクノプラン

☎0296-72-7602

茨城県笠間市日草場121-4

FAX.0296-73-0023

✉ technoplan@bz04.plala.or.jp

償却資産（固定資産税）の申告をお願いします

償却資産とは、個人または法人で工場や商店などを経営している方が、その事業のために用いることができる構築物、機械、装置、工具、器具・備品など（土地・家屋を除く）のことです。令和3年1月1日現在で償却資産を所有している方は、申告をお願いします。※申告した償却資産の課税標準額の合計が150万円に満たないときは、課税されません。

【申告が必要な方】 ○市内で事業を営んでいる個人または法人

○市内で事業は営んでいないが、市内にある事業用の償却資産を貸し付けている個人または法人

【申告期限】 令和3年2月1日（月）

【申告方法】 昨年まで申告している方は、1年間の償却資産の増・減を申告してください。

※昨年電算申告をした方、事業を始めた方、新たに申告する方は、令和3年1月1日現在所有している償却資産すべてを申告してください。

新たに申告する方や申告用紙が届かない方は、税務課までご連絡ください。なお、申告の際には、申告者の法人番号または個人番号の記載が必要になります。

◆償却資産の対象となるもの（業種別の例）

共通	パソコン、コピー機、応接セット、看板、広告塔、舗装路面、駐車設備、太陽光発電など
建設業	ブルドーザー、パワーショベル、フォークリフト、大型特殊自動車、発電機など
料理飲食店業	厨房設備、冷凍庫、冷蔵庫、接客用家具、カラオケ機器など
小売業	陳列台、陳列ケース（冷凍機・冷蔵機付を含む）、日よけなど
医（歯）業	医療機器（ベッド、レントゲン装置、手術機器、歯科診療ユニット等）、調剤機器など
不動産貸付業	門扉・塀・緑化設備などの外構工事、駐車場等の舗装及び機械設備など
理容・美容業	理容・美容椅子、洗面設備、消毒殺菌設備、サインポールなど
農業	農業用機械類

◆償却資産の対象とならないもの（主な例）

- ・自動車税・軽自動車税の対象となる自動車、小型自動車。取得価額が20万円未満の償却資産を、税務会計上3年で一括償却しているもの。耐用年数が1年未満又は取得価額が10万円未満の資産で法人税法または所得税法の規定により一時に損金または必要経費に算入するもの。

●中小企業者等に対する固定資産税の特例措置

新型コロナウイルス感染症の影響により事業収入が減少した中小企業者等（※1）が所有する事業用家屋および償却資産について、令和3年度の固定資産税が軽減されます。

○軽減率及び対象年度

令和2年2月から10月までの任意の連続する3カ月間の事業収入合計の対前年同期比減少率	軽減率	対象年度
50%以上減少	全額	令和3年度
30%以上50%未満減少	1/2	

以下の要件を満たす中小企業者等※1で風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に規定する「性風俗関連特殊営業」を営んでいない者を対象とします。

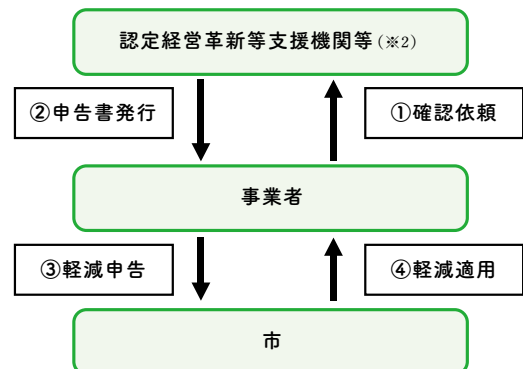
※1：「中小企業者等」とは①常時使用する従業員数が1,000人以下の個人②資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人③資本金又は出資金を有しない法人の場合、常時使用する従業員数が1,000人以下の法人

次の法人は、資本金が1億円以下でも対象となりません。

- ・同一の大規模な法人（資本金1億円を超える法人等）から2分の1以上の出資を受ける法人
- ・2以上の大規模法人から3分の2以上の出資を受ける法人

<手続きの流れ>

- ①事業者は申告書に必要な書類を添付し、認定経営革新等支援機関等に書類の確認を依頼。
- ②認定経営革新等支援機関等は、記載内容を確認し、申告書に代表者を署名捺印。
- ③事業者は認定を受けた申告書および必要書類一式を市へ提出。
- ④市は申請書の記載内容に応じた特例率（半額又は全額）を適用。（適用内容については「令和3年度固定資産税納税通知書」が令和3年4月中旬に発送されますので、そちらでご確認下さい。）



※詳しくは笠間市ホームページおよび中小企業庁ホームページでご確認ください。



笠間市HP



中小企業庁HP

📞 税務課(内線110・111)

※2 認定経営革新等支援機関等とは

- ①認定経営革新等支援機関（認定を受けた税理士、公認会計士又は監査法人、中小企業診断士、金融機関など）
- ②認定経営革新等支援機関に準ずるもの（都道府県中小企業団体中央会、商工会議所、商工会）
- ③認定経営革新等支援機関等の「等」に含まれる者のうち、帳簿の記載事項を確認する能力があって、確認書の発行を希望する者※認定経営革新等支援機関として認定されている者を除く（税理士、税理士法人、公認会計士など）

《主な税制改正等のお知らせ》

国と地方の税制は毎年見直しが行われています。その中で市・県民税に関する主なものの概要は下記のとおりです。詳しくは市公式ホームページをご覧ください。

【令和2年度税制改正】

未婚のひとり親に対する税制上の措置

婚姻をしていない、かつ生計を一にする子がいる等の要件を満たしている方には、「ひとり親控除」が適用されます。

低未利用土地等の譲渡に係る特例措置

低未利用土地等(いわゆる空き地・空き家等)を500万円以下で売った場合で、適用要件をすべて満たす場合には、その年のその譲渡所得の金額から100万円を控除できます(ただし、その譲渡所得が100万円に満たない場合は、その金額を控除)。

【平成30年度税制改正】

給与所得控除・公的年金等控除・基礎控除等の見直し

働き方の多様化を踏まえ、働き方改革を後押しする等の観点から、給与所得控除及び年金所得控除が一律10万円引き下げされ、どのような所得にでも適用される基礎控除額が同額引き上げされます(ただし給与所得と年金所得の双方を有する方については、片方にかかる控除のみが減額されます)。

【新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置】

入場料等の払戻しを受けない場合の寄附金控除の適用

一定の文化芸術・スポーツイベントを中止等した主催者に対し、観客等が入場料等の払戻しを受けなかった場合、その金額が「寄附」とみなされ、寄附金控除の対象となる場合があります。

住宅ローン控除の適用要件の見直し

新型コロナウイルスの影響で、住宅建設の遅延等によって入居が遅れた場合でも、適用要件を満たしていれば、住宅ローン控除が受けられるよう適用要件が見直されました。

問 税務課(内線113)

笠間市ホームページ
主な税制改正・税制措置のご紹介



《水戸税務署からの重要なお知らせ》

e-TaxのID・パスワードを取得しましょう!

申告会場に行かなくても、マイナンバーカードとICカードリーダーまたはマイナンバーカード対応のスマホがあれば、e-Taxを利用して申告書を提出できます。

また、マイナンバーカードをお持ちでない方は、**事前に税務署においてID・パスワードの発行手続きを行っていただければ**、e-Taxをご利用いただけます。(税務署で職員と対面による本人確認が必要です。運転免許証などの顔写真付きの本人確認書類をお持ちください。5分程度で発行を受けられます。)

1月5・6日は、笠間市でもID・パスワードの発行を受けられます

【確定申告に便利! ID・パスワード発行会】

日時 令和3年1月5日(火)・6日(水)両日とも午前10時~午後3時

会場 友部公民館 創作室(笠間市中央三丁目3番6号)

問合せ 水戸税務署(TEL029-231-4211(代表))または税務課(内線113)

※申告者ご本人が運転免許証などの本人確認書類をお持ちください。お手続きは、約5分で終了します。

コロナ感染
防止対策

国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」が便利です!

ご自宅のパソコンやスマホ・タブレットから、24時間いつでも所得税の確定申告書を作成できます。

国税庁ホームページ
確定申告書等作成コーナー



新型コロナウイルス感染防止の観点からも、多くの方が訪れ混雑する申告会場に出向かずとも、ご自宅等から申告を済ませられる、便利なe-Taxをご利用ください。

問 水戸税務署 TEL: 029-231-4211(代表)

人事行政の運営等の状況を公表します

人事行政の公平性と透明性を高めるため、「笠間市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」の規定に基づき、令和元年度の市職員の任免や給与、勤務条件などの状況のうち、主なものについて公表します。なお、詳しくは市ホームページでもご覧になれます。

■任免及び職員数に関する状況

(1)採用者数の状況

(令和2年4月1日採用)

(単位:人)

職 種	応募者数	受験者数	採用者数
事務職(A・B・特別選抜・グローバル)	115	104	8
消防職(消防士・救急救命士)	97	81	4
専門職(社会福祉士・保健師・心理士)	12	10	3
合 計	224	195	15

(2)退職者数の状況(平成31年4月1日～令和2年3月31日)

(単位:人)

区 分	定 年	勲 奨	普通その他	計
一般行政職	6	1	12	19
技能労務職	5	1	0	6
消防職	1	0	1	2
医療職	0	0	2	2
合 計	12	2	15	29

(3)職員数の状況

(単位:人)

部 門	職 員 数		
	R2.4.1	H31.4.1	前年度比増減
一般行政部門	411	393	18
教育委員会	63	78	△15
消防本部	129	128	1
公営企業部門(病院・水道等)	104	105	△1
合 計	707	704	3

※一般行政部門には、議会事務局、農業委員会事務局及び監査委員事務局を含みます。

■給与の状況

(1)職員の平均給料月額及び平均年齢の状況(令和2年4月1日現在)

区 分	平均給料月額	平均年齢
一般行政職	319,635円	42.7歳
消防職	303,749円	36.6歳

(2)初任給の状況(令和2年4月1日現在)

区 分	学 歴	初任給
一般行政職	大学卒	182,200円
	高校卒	150,600円
消防職	大学卒	208,600円
	高校卒	169,900円

(3)職員手当の状況

区 分	6月期	12月期	合 計
期末手当	1.30月分	1.30月分	2.6月分
勤勉手当	0.95月分	0.95月分	1.9月分

(4)特別職の報酬等の状況(令和2年4月1日現在)

区 分	給料・報酬の月額	期末手当
市長	810,000(900,000)円	
副市長	給料 720,000円	6月 1.70月分
教育長	650,000円	12月 1.70月分
議長	460,000円	計 3.40月分
副議長	報酬 425,000円	
議員	400,000円	

※市長は給料月額の減額措置(10%)を行っております。

()内は減額措置を行う前の金額になります。

■人事評価の状況

人事評価は、地方公務員法に基づき任用、給与、分限その他の人事管理の基礎として活用するため、公正かつ定期的に行わなければならないこととされております。

本市においては、平成19年度から「笠間市職員の人事評価に関する規程」を定めて、「実績評価」、「能力評価」、「態度評価」の3つの評価項目について実施しております。

🗨️ 秘書課(内線552)

年末年始のごみ収集、し尿くみとり・浄化槽清掃について

【笠間地区】 ○は通常の収集コースを基本として実施、斜線は通常と同じく休み。

	12/26(土)	27(日)	28(月)	29(火)	30(水)	31(木)	1/1(金)	2(土)	3(日)	4(月)
可燃ごみ収集	○	斜線	○	○	○	休み	休み	休み	斜線	○
不燃ごみ・資源物収集	○	斜線	○	※第5週のため、収集なし	※第5週のため、収集なし	休み	休み	休み	斜線	○
家庭ごみ持込	○	斜線	斜線	斜線	斜線	斜線	斜線	斜線	斜線	斜線
事業系ごみ持込	○	斜線	○	○	○	休み	休み	休み	斜線	○
し尿汲み取り浄化槽清掃	斜線	斜線	○	休み	休み	休み	休み	斜線	斜線	休み

- ・12月31日(木)～1月3日(日)は、「エコフロンティアかさま」の休業日となります。
- ・12月31日(木)～1月2日(土)のごみ収集は休みとなりますが、**可燃ごみの振替収集は行いません**。12月31日(木)分は1月4日(月)に、1月1日(金)分は1月5日(火)に、1月2日(土)分は1月6日(水)に可燃ごみを出してください。
- ・不燃ごみ・資源物収集は、**翌週の同じ曜日に振替収集を行います**。
- ・**エコフロンティアかさまに、家庭ごみを持ち込める年内の最終日は12月26日(土)です**。大変な混雑が予想されますので、できる限りごみの持ち込みは控えていただきますようお願いいたします。なお、**1月2日(土)の持込みは休みとなります**ので、ご注意ください。
- ・し尿くみとり・浄化槽清掃は、12月29日(火)～1月4日(月)が休みとなります。年末のくみとりはお早目にお申し込みください。

【友部・岩間地区】 ○は通常の収集コースを基本として実施、斜線は通常と同じく休み。

	12/26(土)	27(日)	28(月)	29(火)	30(水)	31(木)	1/1(金)	2(土)	3(日)	4(月)
可燃ごみ収集	斜線	斜線	○	○	休み	休み	休み	斜線	斜線	○
不燃ごみ・資源物収集	斜線	斜線	○	※第5週のため、収集なし	休み	休み	休み	斜線	斜線	○
家庭ごみ持込	斜線	斜線	○	○	休み	休み	休み	斜線	斜線	○
事業系ごみ持込	斜線	斜線	○	○	休み	休み	休み	斜線	斜線	○
し尿汲み取り浄化槽清掃	斜線	斜線	○	○	休み	休み	休み	斜線	斜線	休み

- ・12月30日(水)～1月1日(金)のごみ収集は休みとなります。
- ・**環境センターに、家庭ごみを持ちこめる年内の最終日は、12月29日(火)です**。12月30日(水)～1月3日(日)の環境センターへのごみ持ち込みはできません。ごみの持ち込みは、年末年始に大変混雑しますので、必要最小限の利用としていただきますようお願いいたします。
- ・し尿くみとり・浄化槽清掃は、12月30日(水)～1月4日(月)が休みとなります。年末のくみとりはお早目にお申し込みください。

🗨️ 環境保全課(内線127)

医療費の適正化にご協力をお願いします

国民健康保険は、皆さんの国民健康保険税などで運営されています。医療費の適正化にご協力をお願いします。相談が必要と思われる方に、保健師が訪問させていただく場合があります。

柔道整復師（整骨院・接骨院）の正しいかかり方

柔道整復師による施術には、国民健康保険の使用に制限があります。

保険証が使えません

- ・日常生活における単純な疲労や肩こり・腰痛等
- ・病気（神経痛・リウマチ・五十肩等）による痛み
- ・脳疾患後遺症等の慢性病
- ・症状の改善がみられない長期の施術
- ・スポーツなどによる肉体疲労
- ・交通事故や仕事中に起きた負傷
- ・保険医療機関（病院など）で同じ負傷を治療中

保険証が使えます

外傷性の原因による

- ・打撲
- ・ねんざ
- ・挫傷（肉離れ等）
- ・骨折・脱臼（緊急時以外は医師の同意が必要）

<注意事項>

- ・負傷原因を正確に伝えましょう。
- ・療養費支給申請書の内容をよく確認してから署名しましょう。
- ・施術が長期にわたる場合は、医師の診断を受けましょう。
- ・領収書は必ずもらいましょう。



鍼灸師の正しいかかり方

国民健康保険を利用して施術を受けるときは、医師の同意書が必要となります。国民健康保険が利用できる疾病は次のとおり。

- はり・きゅう** 神経痛、リウマチ、腰痛症、頸腕症候群、五十肩、頸椎捻挫後遺症
- マッサージ** 関節が自由に動かない、筋肉が麻痺しているなどの症状があり、治療上マッサージが必要と認められた場合

～ジェネリック医薬品を活用しましょう～

ジェネリック医薬品は、新薬の特許が切れた後に、新薬と同じ成分・効き目で作られた低価格のお薬です。価格は新薬より3～5割程度安くなる場合が多く、自己負担額を節約できるというメリットがあります。

価格や使用などについては、医師・薬剤師とよく相談してください。

問 保険年金課（内線144）

<ジェネリック医薬品希望シールを> 配布しています

シールを保険証に貼れば、手軽に意思表示できます。ぜひご利用ください。

〔配布窓口〕
保険年金課 各支所市民窓口課

エコフロンティアかさま監視委員会

実施日：10月29日

【環境モニタリング結果】 問 環境保全課（内線126）

①一般大気については、笠間東公園、高田公民館、上市原地区の3ヶ所で5・8月に調査を実施。二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質（SPM）、塩化水素、ダイオキシン類の全ての項目で環境基準値又は環境目標濃度以下であった。また、連続監視については、管理棟・福田地区の2ヶ所で二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質（SPM）の項目を調査した結果、いずれも環境基準値以下であった。

- ②環境騒音については、夏季に環境基準値をわずかに超過した。道路交通騒音は、春季の夜間に環境基準値をわずかに超過したが、開業前と同程度であった。振動については、要請限度を大きく下回った。
- ③悪臭については、敷地境界、笠間東公園ともに規制基準を大きく下回った。
- ④最終処分場からの発生ガス（メタン等4項目）については、10箇所ある測定地点のうち6箇所で検出されたが、これまでと大きな変化はなかった。

